

## 【重要】電子契約の導入に伴う入札・契約手続きの変更について（工事）

横浜市では、令和6年4月以降、工事・製造(物品の製造を除く。以下同じ。)請負契約案件から電子契約を導入します。

電子契約の導入に伴い、入札・契約手続きが一部変更となりますのでお知らせします。

### 電子契約の概要について

#### □ 電子契約

本市では、契約書のやり取りを行う本市専用システム「電子契約システム」と、電子署名を付与する民間サービス「クラウドサイン<sup>※</sup>」を用いて電子契約を行います。

※弁護士ドットコム株式会社が提供するクラウド型電子署名サービス

#### □ 電子契約の導入時期

・ 随意契約：[令和6年4月1日以降に見積依頼書を送付する](#)工事・製造請負契約案件から導入

・ 競争入札：[令和6年4月9日以降に公告（指名通知）を行う](#)工事・製造請負契約案件から導入

※契約締結方式（電子/紙）は当面の間、入札書・見積書提出時に希望する方式の選択が可能です。

※変更契約についても、今後導入を検討しております。詳細は改めてお知らせします。

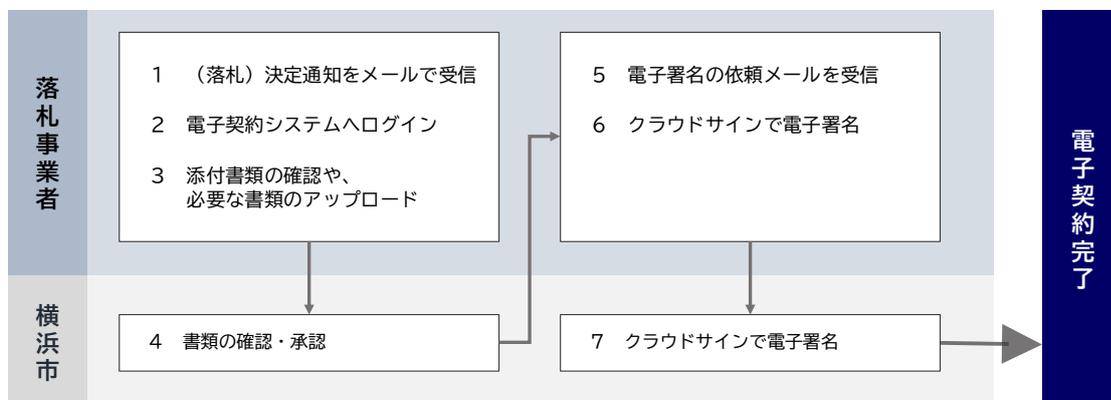
※物品・委託等の契約案件、設計・測量等の契約案件は、令和6年度下期以降、段階的に導入予定です。

#### □ 電子契約のメリット

- ・ 契約書の印刷・製本・押印、持参・郵送等が不要となります。
- ・ 印紙代・郵送料金が削減されます。
- ・ 契約書の保管スペースが不要となります。

#### □ 電子契約の手続きイメージ（入札案件の場合）

※契約締結方式は、入札書・見積書提出時に選択していただきます。



#### □ 参考資料

- ・ [横浜市電子契約運用基準（工事請負関係）](#)
- ・ 電子契約マニュアル（工事）は、4月上旬に[ヨコハマ・入札のとびら](#)にて公表予定です。

## 入札手続きの変更について

### □ 契約締結方式の選択

契約締結方式（電子/紙）は、[入札書・見積書提出時に希望する方式の選択が必要](#)となります。選択方法は以下のとおりです。

電子入札案件：電子入札システム上で選択をしてください。

紙入札・随意契約案件：[入札\(見積\)書](#)に契約締結方式を記載のうえ提出してください。

<ご注意ください>

令和6年4月8日以前に公告（指名通知）を行う競争入札案件(電子契約対象外の案件)の場合でも、4月以降に入札を行うものは、電子入札システム上に[契約締結方式の選択画面](#)が表示されます。

その場合、[「電子契約」を選択いただいても一律紙契約](#)となりますので、予めご了承ください

■電子入札システムの操作方法は、[電子入札簡易マニュアル\(工事\)](#)をご覧ください。

### □ 特定建設共同企業体協定書の取扱い

[令和6年3月27日以降に公告・見積依頼書を送付する案件](#)から、特定建設共同企業体で入札を行う際の、[事前提出書類の様式が変更](#)となります。

なお、電子入札システムにおける入力内容に変更はありません。

<変更前>

特定建設共同企業体協定書兼委任状

<変更後>

特定建設共同企業体委任状・特定建設共同企業体協定書

これまで契約書に編綴していた「特定建設共同企業体協定書」は、事前提出書類としてご提出いただくため、契約書への編綴は不要となります。

■特定建設共同企業体による入札参加手続きについては、[特定JVの登録について](#)をご覧ください。

### □ 随意契約における設計図書の交付

随意契約における設計書の交付については、これまでEメールでの交付を原則としていましたが、[令和6年4月1日以降に見積依頼書を送付する案件](#)から、「[ヨコハマ・入札のとびら](#)」を用いた交付に変更します。見積依頼書受領後、「ヨコハマ・入札のとびら」から設計図書をダウンロードしていただきます。詳細は、見積依頼書をご覧ください。

## 契約手続きの変更について

### □ 契約保証における電子保証の取扱い開始

**電子契約対象案件**※において、**契約保証の電子保証への対応を開始**します。

※電子契約対象案件

- ・ 随意契約：令和6年4月1日以降に見積依頼書を送付する工事・製造請負契約案件
- ・ 競争入札：令和6年4月9日以降に公告（指名通知）を行う工事・製造請負契約案件

これまでと同様に、電子契約においても契約書提出時に保証証書等をご提出いただきますが、保証の種類によって下記のとおり対応方法が異なります。

また、契約締結方式が紙の場合、契約保証についても、紙による保証証書等の提出としていただきますようお願いいたします。

<対応方法>

- ・ 保証事業会社による契約保証  
『電子保証にかかる「認証キー」のお知らせ』を提出
- ・ 履行保証保険（定額てん補）、公共工事履行保証証券（履行ボンド）  
本市においては電子保証**対象外**  
※今後、取扱いが変更となる可能性があります。
- ・ 銀行等金融機関による保証、契約保証金（現金）  
電子保証対応なし

なお、**前払金保証についても、電子保証への対応を開始**します。契約保証と同様に『電子保証にかかる「認証キー」のお知らせ』をご提出いただきますが、提出先等については工事担当課にご相談ください。

### □ 契約書提出のお願いについてのメール

契約締結方式が紙の場合、従来どおり落札決定日から5営業日以内に契約書をご提出いただきます。令和6年4月1日以降、落札決定日から14日経過した案件について、契約書の提出をお願いするメールを送付する予定です。

- ※ご提出と行き違いでメールを差し上げる可能性がございます。
- 既に契約書をご提出いただいている場合は、ご対応不要です。

### □ 落札決定後の設計図書の交付

競争入札においては、これまで契約書類として設計図書を原則Eメールにて交付してまいりました。今後は、**契約締結方式が電子の場合、原則設計図書の交付を行いません**。

【お問合せ先】 電子入札ヘルプデスク  
TEL：045-662-7992